

出資団体の概要(出資団体経営評価・診断表 様式)

[公益法人・公益法人以外共通]

直近の決算日:

平成 23 年 3 月 31 日

1. 団体の概要				
団体名	(特) 長崎県住宅供給公社	設立目的、経緯及び根拠法		
設立年月日	昭和40年11月1日	設立目的		
所在地等	〒 850 - 0035	住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその他の用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること。		
	長崎市元船町17番1号	設立経緯		
	095 - 824 - 1251	昭和25年9月20日財団法人長崎県住宅協会として設立、昭和40年11月1日地方住宅供給公社法に基づき名称を長崎県住宅供給公社と改組。		
	Fax 095 - 824 - 1765	根拠法		
E-Mail njkk@njkk.jp	地方住宅供給公社法(昭和40年6月1日法律第124号)			
県所管課	土木 部 住宅 課	寄附行為等に定める事業		
資本金・基本金等の額(千円)	主な出資者	出資額(千円)	比率(%)	(1)住宅の積立分譲を行うこと。(未実施) (2)住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。 (3)住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。 (4)市街地において公社が行う住宅建設と一体として商店、事務所等の用の供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。 (5)住宅の用に供する宅地の造成にあわせて学校、病院、商店等の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。 (6)公社が賃貸し、又は譲渡する住宅及び公社が賃貸し、又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。 (7)前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 (8)水面埋立事業を施行すること。(未実施) (9)前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲で、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理、宅地の造成及び賃貸その他の管理並びに市街地において自ら又は委託により行う住宅の建設と一体として建設する商店、事務所等の用に供する施設及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理を行うこと。
	長崎県	6,500	65.00	
	本県市町	3,500	35.00	
			0.00	
			0.00	
	その他		0.00	
	総 額	10,000	100.00	
ホームページURL				

2. 組織・人員の状況(3月31日現在)												
役員 (名)	区分	H20	H21	H22	プロパー	派遣県職員	兼務県職員	県OB	他自治体	民間	その他	
	常勤	2	3	3	1	2						
	非常勤	6	6	6			1		2	3		
	合計	8	9	9	1	2	1	0	2	3	0	
職員 (名)	H20	H21	H22	プロパー	派遣 県職員	兼務 県職員	有期雇用		他自治体	民間	その他	
				うち県OB			うち県OB					
	36	38	36	11	2		23					
1人当たり人件費(年度推移)		H20			H21		H22		平均年齢	賞与月額		
常勤役員報酬年額(千円)		4,412			3,965		3,868		62 歳	-		
プロパー平均給与月額(千円)		307			296		289		46 歳	3 月		
1人当たり人件費(H21、年代別)		20代以下		30代	40代	50代		60代以上				
プロパー平均給与月額(千円)				239	282	337						
各年代別プロパー数(名)				2	6	3						
県からの常勤又は非常勤役員	県の役職					団体での役職					区分	
	土木部次長					専務理事					常勤	
	土木部企画監					常務理事					常勤	
	土木部参事監					理事					非常勤	
上記役員以外の顧問等												
県派遣又は兼務職員	土木部住宅課参事					総務部長					派遣	
	土木部道路建設課課長補佐					営繕建設部次長					派遣	